

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（養殖筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成27年8月12日 21時21分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町若松港 ^{かみごとうわかまつ} 浜串港沖防波堤A南灯台から真方位265°5,800m付近 （概位 北緯32°53.4′ 東経129°01.7′）
事故の概要	プレジャーボートゆき丸は、東北東進中、養殖筏に衝突した。 ゆき丸は、同乗者2人が負傷し、船首部船底外板に破損を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月13日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ゆき丸、5トン未満（長さ5.35m）
船舶番号、船舶所有者等	292-34252長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（同乗者）
損傷	本船 船首部船底外板に破損 養殖筏 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 月没時刻：17時24分ごろ
事故の経過	船長は、ふだん、夜間に航行するときは、操舵室前面窓の汚れに加え、陸上の照明反射等により視界が悪くなるので操舵室の天窓から顔を出して見張りを行っていたが、本事故当時は、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて見張りを行っていた。 船長は、若松港での航行経験が年に20数回あり、同港内に設置された養殖筏（以下「本件筏」という。）の設置場所を知っていた。
分析	本船は、船長が、操舵室の天窓から顔を出すなどして見張りを適切に行っていなかったことから、本件筏に向かって航行していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が見張りを適切に行っていなかったため、本船が本件筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時、適切な見張りを行うこと。